

令和3年第2回佐川町議会臨時会会議録

招集年月日 令和3年5月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和3年5月6日 午前9時45分宣告

開 議 令和3年5月6日 午前9時45分宣告（第1日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁	
	4番	下川	芳樹	5番	坂本	玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡	勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村	卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	4番	下川	芳樹	
	6番	邑田	昌平	7番	森	正彦	8番	片岡	勝一
	9番	松浦	隆起	10番	岡村	統正	12番	永田	耕朗
	11番	中村	卓司	13番	西村	清勇	14番	藤原	健祐

欠席議員 3番 西森 勝仁 5番 坂本 玲子

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	片岡 和子
副 町 長	中澤 一真	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	田村 正和
チーム佐川推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局次長 山崎 有岐

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 8 番 片岡 勝一 11 番 中村 卓司

令和3年第2回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和3年5月6日 午前9時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | | 町 長 挨 拶 |
| 日程第4 | 報告第2号 | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について） |
| 日程第5 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐川町一般会計補正予算（第1号）） |
| 日程第6 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第7 | 議案第46号 | 令和3年度佐川町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第47号 | 令和3年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第48号 | 損害賠償の額の決定について |

議長（岡村統正君）

皆さんおはようございます。ただいまから、令和3年第2回佐川町議会臨時会を開会します。

皆さん御承知のように議会事務局長が不在であります。山崎書記を5月1日付で議会事務局次長に議長名で任命をいたしました。

事務局書記ではこの議場の席につけないし、事務局長の不在では臨時議会も開けない。何よりも局長不在の間も議会行事を進めていかなければなりません。今、議会として取り組んでいる事務的な処理の対応、また他町村事務局との対応、仕事量の増大等を鑑みまして、任命いたしましたことを報告をいたします。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、西森議員、坂本議員より欠席の願いが出ております。

日程に先駆けまして4月に町職員の人事異動がっております。佐川町議会先例集の定めるところにより、新任者の紹介をしますので、御起立ください。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

おはようございます。この4月よりチーム佐川推進課長を拝命いたしました、岡田秀和でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

産業振興課長（田村正和君）

4月1日より産業振興課長になりました、田村です。どうぞよろしくお願いします。

農業委員会事務局長（森田修弘君）

4月より農業委員会の事務局長を拝命することになりました、森田です。よろしくお願いします。

町民課長（片岡和子君）

この4月より町民課長を拝命しております、片岡和子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

病院事務局長（池内智保君）

4月から高北病院事務局長となりました池内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

以上の方々です。よろしくお願いをいたします。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 126 条の規定によって、8 番片岡勝一君、11 番中村卓司君、両名を本臨時会の会議録署名議員といたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日と決定しました。

日程第 3、町長挨拶を行います。

町長（堀見和道君）

改めまして皆様おはようございます。本日は議員の皆様方の御出席を賜り、令和 3 年第 2 回佐川町議会臨時会を開催できますことを御礼申し上げます。ありがとうございます。

本日の議会につきましては、専決処分の報告、承認の事案並びに一般会計補正予算を含む議案 3 件を上程をさせていただいております。議員の皆様方の御審議のうえ、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

以上で町長挨拶を終わります。

日程第 4、報告第 2 号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）を議題とします。

提出者の報告をお願いします。

町長（堀見和道君）

それでは報告案件について御説明申し上げます。

報告第 2 号、工事請負契約の変更契約の締結についての専決処分の報告につきましては、佐川町役場庁舎非構造部材等耐震改修工事の変更契約の締結を地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 22 日に専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

変更額は 553 万 6,300 円の増額で、増額の要因は本庁舎及び東庁舎のカーテン、ブラインドの更新費用の追加によるもので、変更後の契約金額は 3 億 3,042 万 9 千円でございます。

報告は以上でございます。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 5、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは承認案件について御説明申し上げます。

承認第 2 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）についての専決処分の承認につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年 4 月 20 日に専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めるものであります。

歳入歳出それぞれ 648 万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 79 億 7,391 万 6 千円としたものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私から承認第 2 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算第 1 号につきまして説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては新型コロナウイルス感染症関係の予算ということになっております。

それでは歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の 10 ページ、11 ページをお開き下さい。10 ページ、11 ページになります。

11 ページの 4 款、1 項、2 目予防費、18 節負担金・補助及び交付金説明欄の佐川町新型コロナワクチン接種交通費助成事業費補助金 648 万円は、5 月の中旬以降から開始されますワクチンの接種につきまして接種を希望する方の中で優先接種が始まる 65 歳以上の高齢者の方を対象に自力で会場まで行く事ができない方の交通費を全額補助するための費用となっております。

対象となりますのは自宅から町内の接種会場までの間を町内事業

者のバス、タクシーを利用する場合ということになっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。

9ページの14款、2項、8目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金648万円は、先ほど説明をいたしました佐川町新型コロナワクチン接種交通費助成事業費補助金の財源とするものとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番（橋元陽一君）

今、課長のほうから説明がありましたようにワクチン接種に向けて、自宅と会場の交通費ということで想定された予算ですけども、今回については500人規模で接種が始まると思うんですが、この予算というのは町民の皆さん対象者をどれぐらいの人数を想定して予算化されたのか教えてください。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。

約5,200人の対象者のうち2割程度の約千人を想定しております。以上でございます。

1番（橋元陽一君）

そしたら第1回目に接種される方と、その後も接種される方を一定想定してるって解釈でいいんですね。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。一人2回の計2往復分、そちらを想定しております。以上でございます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

11番（中村卓司君）

利用される対象者へのこれらの補助がありますよというお知らせとか徹底は十分になされているかを聞かせてください。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。事業の案内につきましては、先日発送しておりますクーポン券のほうに、事業の案内のチラシのほうを同封し周

知をいたしております。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐川町一般会計補正予算（第1号））、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは承認案件について御説明申し上げます。

承認第3号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に交付されたことに伴い、佐川町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

税務課長（田村秀明君）

おはようございます。それでは、私のほうから承認第3号について説明をさせていただきます。

承認第3号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定につい

てでございますが、今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律等が、令和3年3月31日に交付されたことを受けて実施したものです。

参考資料のほうで説明をさせていただきますので、参考資料承認第3号関係をご覧ください。

この資料の1ページと2ページは地方税法等の一部を改正する法律の概要でございますが、総務省作成の資料となっています。

この中で佐川町税条例に関係する主なものを説明させていただきます。

まず、1の固定資産税等の固定資産税（土地）負担調整措置でございますが、令和3年度から令和5年度まで課税標準額の据置年度において価格の下落修正を行う措置は現行の負担調整措置の仕組みを継続したうえで、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から令和3年度に限り、負担調整措置等により本年度の課税標準額が増加する土地については前年度の課税標準額に据え置く特別措置を行うものです。

次の、不動産取得税は県税となります。

次に、2の車体課税。一つ目の環境性能割の税率区分の見直しでございますが、令和元年10月の税制改正により自動車取得税が廃止され、環境性能割となっております税率について軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準のもとで税率区分を見直すなどし、2年間の激変緩和措置を行うものです。

次の環境性能割の臨時的軽減の延長は、令和元年10月1日から令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車に係る税率を1%分軽減する臨時的軽減について適応期間を9カ月延長し、令和3年12月31日までにするものです。

次のグリーン化特例（軽課）の見直しでございますが、令和3年度及び令和4年度に新車新規登録を行う場合、燃費性能等に優れた軽自動車を取得した翌年度分の税率をおおむね100分の75を軽減する特例措置を2年間延長するものです。

次に、3の個人住民税、住宅ローン控除は所得税における措置、控除期間を13年間とする特例について延長し、一定期間までに契約をした場合は令和4年度末までの入居対象者とし、所得税額から控除しきれない額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税か

ら控除するものです。

次に、２ページの上になりますが、４納税環境整備でございますが、個人住民税の特別徴収税額通知について、特別徴収の事業者から求めがあった場合、市町村は書面によらない地方税ポータブルシステム、通称e L T A Xですが、e L T A Xを経由して事業所に通知の内容を提供するものです。

次の５、主な税負担の軽減措置は固定資産税について浸水被害対策のため整備される雨水貯留浸透施設及び市町村自転車活用推進計画に基づき設置したシェアサイクルポートに係る課税標準の特例措置の創設などが今回の主な改正内容となっております。

資料の３ページ、４ページは佐川町税条例の改正の概要の表となっております。主な改正は先ほど説明したとおりです。そのほかは法律改正に伴う項ずれの措置などとなっております。

それぞれの施行日につきましては条例（例）欄の記載のとおりであり、施行日の記載のない条文につきましては令和３年４月１日が施行日です。

次の５ページから最後の３３ページまでは条例改正の新旧対照表となっております。

以上で、承認第３号の説明を終わります。よろしくお願いします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第３号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第 3 号は承認することに決定をいたしました。

日程第 7、議案第 46 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）について、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは議案について御説明申し上げます。

議案第 46 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 3,061 万 2 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 80 億 452 万 8 千円とするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私から議案第 46 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、説明をさせていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の 10 ページ、11 ページをお開きください。10 ページ、11 ページになります。

まず、10 ページの 4 款、1 項、2 目予防費の補正額、左の上のほうにありますけれど、2,893 万 4 千円、この金額につきましては新型コロナウイルスワクチン接種に関する費用となっております。

当初予算の計上時におきましては、医療機関での個別接種で対応する予定としておりましたが、その後、協議を重ねる中で、集団接種も行うこととしたことから集団接種に必要な経費を補正するものと、そのほか、予防接種の実施にあたって必要となった経費につきまして、11 ページにあります 3 節の職員手当等から 12 節委託料、各経費につきまして補正を行うということになっております。

次に、その下の表になります。

8 款、1 項、4 目災害対策費、12 節委託料、説明欄の避難所運営訓練等委託業務 167 万 8 千円、こちらにつきましては避難所運営マニュアル、こちらを令和 2 年度をもって拠点避難所のマニュアル作成のほうで完了をしております。

令和 3 年度、本年度からは実際にスムーズな運営ができるように住民の方に作成いたしました避難所運営マニュアルをもとにして訓練を行っていただく予定としております。また、訓練結果、その内容につきましても検証いたしまして、作成したマニュアルを改善、

更新していくことも予定しております。さらに、現在のコロナ禍以前に作成されたマニュアルには感染症対策が盛り込まれておりませんので、感染症対策についても改訂をしていくこととしております。

この委託業務につきましては、先ほどの訓練の運営、改善点の提案、マニュアルの改善、更新作業を委託するものとなっております。既に当初予算のほうで本年度は一カ所を予定して計上のほうはさせております。さらにもう一カ所本年度に追加して実施することとしたため、今回補正のほうで計上をさせていただくものとなっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。

9ページの14款、2項、2目衛生費国庫補助金、1節保健衛生補助金、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,893万4千円、これ先ほど歳出で説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種に関する費用に対する補助金ということになっておりまして、歳出と同額の歳入、補助金が交付されるということになっております。

その下の表になります。15款、2項、8目消防費県補助金、1節消防費補助金の説明欄の高知県地域防災対策総合補助金218万9千円、これは先ほどの歳出で説明をいたしました避難所運営訓練等委託業務に対する補助金でありまして、当初予算に計上した分と今回の補正分、それを対象として交付されるものとなっております。

その下の高知県避難所運営対策加速化事業費補助金△180万円は先ほど説明しました避難所運営訓練等委託業務、こちらのほうが令和3年度からは県の支援制度の変更によりまして、先ほど説明しました高知県地域防災対策総合補助金の交付対象、こちらのほうに変更となったため減額するものとなっております。

その下の表になります。18款、1項、1目財政調整基金繰入金の128万9千円、こちらのほうは今回の補正におけます歳入の不足額を財政調整基金から繰り入れを行うものとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番（橋元陽一君）

ワクチン接種に向けて補正が組まれて、2,893 万余組まれておりますけれども、先ほど説明ありましたように集団接種を開催するということで組まれた予算だと。第 1 回目の案内のチラシには第 1 グループから第 4 グループまで 4 グループに分けて集団接種が計画されているんですけども、先ほどの説明の中で 5,200 人の対象の中で、これはこの今提示されてるのは 1 回目の集団接種の人数が一定想定をされてこの予算化をされているというふうに捉えていいのか、それとも 5,200 人を対象として集団接種をやったときの予算なのか、ちょっと教えていただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。この高齢者に対してのワクチン接種、この補正をさせていただいている分につきましては、集団接種については質問の中にありましたとおりに第 1 グループから第 4 グループ、これは計 2 回ですので、それぞれ 2 回ですので、計 8 回です。その中で、対象の人数といたしましては 1 回あたりに約 260 人を想定をしておりますので、260 人かける 4 グループということで千人ちょっとの対象者を集団接種で賄おうという計画になってございます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そしたら 5 月 10 日、来週月曜日から受け付けが開始されていくわけですが、町内対象者 5,200 人を全部掌握した段階で、割り振って計画を立てていくということなのか、5 月 10 日以降かなり問い合わせが集中してくるかと思うんですけども、第 1 回目は 500 人、あと残り 4 グループに分けて 260 人ですから、結構な人数が想定されて予算化されていると思うんですけど、どういうふうに具体的に対応されているかちょっと教えていただければと思います。概略でいいです。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。5 月 10 日から予約を受け付けをさせていただきますが、その時点では枠というのは設けずに、それぞれ個別接種、集団接種の予約を受け付けをさせていただきます。

で、高齢者 5,200 人ということで佐川町在住者おいでますけれども、それぞれ予約をしていただいた中で集団接種につきましてはその受け付け状況を見ながら、今のところ 4 グループ 8 回ということになってございますけれども、この補正予算に関しましては計 20 回でき

る予定で予算を組まさせていただいております。

で、これは高齢者以外、64歳以下の方も一定対応できるようにということで今回の補正をさせていただいておりますが、人数を例えば500人とか区切ってということではなくて、受け付けができる範囲で随時受け付けをして接種日の確定をして集団接種のほうはそれぞれに通知をさせていただくということでございます。

以上です。

1 番（橋元陽一君）

そしたら集団接種を希望される方、住民の方については専用ダイヤル等で問い合わせをしてかわせみとの連絡の中で第1グループから第4グループまでわけられて、一応対応して、今回は接種を終了させていくという見通しだという捉え方でいいのかなどか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

はい、そのとおりでございます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

12 番（永田耕朗君）

11 ページのその委託料、12 節の委託料ですけれども、ワクチンの接種体制整備委託料と、1,100 万というちょっと聞き慣れんような言葉ですけれど、この内容をちょっと説明願いたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。これにつきましては集団接種以外に個別接種を5つの町内医療機関にお願いをしております。で、その中で具体的に言いますと、例えば受け付け事務にかかる経費、それから接種に関しまして事務員の補助であるとか、そういったことが必要になった場合に要する経費、それからそれぞれ物品等を個別接種に対応するために購入しなければならないケースもございますので、そういったものに対する経費ということで、これは5つの医療機関に対しての委託ということでございます。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 46 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 47 号、令和 3 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）について、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、議案について御説明申し上げます。

議案第 47 号、令和 3 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入支出予算の増額補正を行うもので、収益的収入及び支出の既決予定額を収入 17 億 7,512 万 5 千円、支出 17 億 7,275 万 7 千円にそれぞれ補正するものであります。

なお、詳細につきましては担当事務局長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

病院事務局長（池内智保君）

それでは私から、議案第 47 号、令和 3 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明をさせていただきます。

補正予算書の 6 ページをご覧ください。

事項別明細書でございます。

まず、収入の 1 款、1 項、4 目のその他医業収益について、212 万 5 千円を増額するものでございます。これは佐川町が行う新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴って、高北病院に委託される接種実施体制整備業務及び超低温冷凍庫管理業務に対する収益の増額補正でございます。

高北病院では国からのワクチンが供給され次第、順次接種できますよう体制を整えております。また、当院は基幹型接種施設として佐川町の中心的な役割を担い、超低温冷凍庫を設置し、ワクチンの適正な冷凍保存のための温度管理と、町内 4 医療機関のサテライト型施設へのワクチン配送準備、配送資機材の保管管理を行います。

次に、支出の１款、１項、３目の経費である通信運搬費と委託料について、195万7千円を増額するものでございます。これは先ほど御説明いたしました接種実施体制整備のための費用でございます。

具体的には65歳以上のワクチン接種の予約受け付けを5月10日から開始いたしますが、そのために新たに設置する専用電話２台の通信運搬費用として15万円、ワクチン接種の予約受付から接種当日の受付、国保連合会や佐川町への請求業務などの業務委託料として180万7千円を増額補正するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第47号、令和3年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第48号、損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは議案について御説明申し上げます。

議案第48号、損害賠償の額の決定につきましては、県営住宅佐川団地駐車場で発生した事故に対する損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

事故の概要は令和2年12月30日正午ごろ、強風により佐川町民プールの屋根が剥離し、飛散したのち、県営住宅佐川団地駐車場に駐車中の相手方所有の車両を損傷させたものであります。賠償する相手方は議案に記載のとおりで、損害賠償額は125万9,045円であります。

なお、詳細につきましては担当次長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

それでは議案第48号について御説明をさせていただきます。

議案第48号、損害賠償額の決定につきましては、先ほど提案理由の説明でもありましたとおり、県営住宅佐川団地駐車場で発生した事故に対しまして損害賠償の額を決定することについて、地方自治法96条第1項第13号の規定に基づいて議会の議決を求めるものであります。

事故が発生した日時につきましては令和2年12月30日、正午ごろ。事故発生した場所が県営住宅佐川団地内駐車場であります、高知県高岡郡佐川町甲407番地1。賠償する相手方につきましては議案に記載のとおりです。

事故につきましての、事故の概要につきましては強風により佐川町民プールの屋根が剥離して飛散したのち、駐車場内に駐車中であり相手方の所有の車両を損傷させたもので、損害賠償額として125万9,045円となっております。

施設の管理につきましては、日ごろから十分に注意を心がけていたつもりですけれども、今回、強風が原因とはいえ、このような事故を起こしていただいて、このような事故を招き、まことに申し訳なく思っております。今後につきましては、さらに適正な管理を十分に心がけてこのような事故を起こさないように心がけて、努めたい、努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番（橋元陽一君）

損害賠償が120万超えてます。お昼ごろということでしたので、何よりも人が被害にあわなかったということが何よりのことだと思います。

うんですけども、車の損害状況、ちょっと概要でかいまいませんので教えてください。

教育次長（吉野広昭君）

車、車両の損害につきましてはプールの屋根が非常に細かく飛び散っておって、車両全体の数十カ所にわたって損傷、損害を与えたという内容になっております。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 48 号、損害賠償の額の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

本日、提案させていただきました全ての議案につきまして御決定をいただきまことにありがとうございます。また、専決処分の承認事案につきましても御承認をいただきましてありがとうございます。

昨年から新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、佐川町役場職員大変忙しく仕事をしております。全ては住民の皆さんの安心安全のため、また、幸せな暮らしをできる、そのために職員は職務に邁進をしております。今、新型コロナウイルスワクチン接種の準備、体制づくりのために健康福祉課を中心に一生懸命取り組みをさせていただきます。

いよいよ、週明け 5 月 10 日から 65 歳以上の住民の皆様のワクチ

ン接種の予約のスタートになります。初日の午前中、初日 1 日はですね、5 月 10 日その日は予約の電話が大変つながりにくい状況になるのではないかなというふうに思っておりますが、できる限りスムーズに予約を受け付けられるよう役場並びに 5 つの病院の皆様にも御協力いただきたいというふうに思っております。

ワクチンの接種の状況につきましては医療関係者の接種につきましても、まだ第 2 回目の接種が完了してないという状況になります。私が聞いている範囲では、今週、高北病院の医療関係者の 2 回目のワクチン接種が行われるということになっております。先週は清和病院さん初めその他の医療関係者、特にワクチン接種にかかわる医療関係者の 1 回目のワクチン接種を行ったということを報告を受けております。まずは医療関係者の皆さんがワクチン接種を終了した上でですね、65 歳以上の高齢者の皆様のワクチン接種に対応したいというふうに思っております。

全国ではいろいろともう既にワクチン接種が始まってるとか、土佐市でもワクチン接種が始まったというニュースもありましたが、佐川町におきましては県から配布されるワクチンの状況をしっかり把握をしながら 1 日でも可能な限り早くワクチン接種を行うということで、役場とそれぞれ 5 つの医療機関が協力体制を取りながら今準備を進めております。集団接種におきましてはなかなか難しい部分もありますが、しっかりと予行演習も行って安心して 1 日 260 人の住民の皆様に集団接種によるワクチン接種が行えるよう、準備を万全に整えた上で、集団接種の日を迎えたいというふうに思っております。

ぜひ、議員の皆様におかれましても住民の方々から何か聞かれたときにはですね、役場はしっかりやってるよと、準備も万全にやってるみたいだよというふうにお伝えいただければというふうに思います。ぜひ、お力添えをいただきたいというふうに思いまして、私からお願いを申し上げまして閉会にあたっての御挨拶にかえさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

議長（岡村統正君）

本日の会議はこれを持ちまして終わります。

令和 3 年第 2 回佐川町臨時会を閉会します。

閉会 午前 10 時 36 分

